

議案第 21 号

日出町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

日出町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 28 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

日出町子ども医療費の助成に関する条例（平成 11 年日出町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「満 15 歳」を「満 18 歳」に改め、同条第 9 号中「未就学児及び小中学生」を「子ども」に改め、同号を第 10 号とし、同条中第 4 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4） 高校生等 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。

第 3 条第 1 項に次の 1 号を加える。

（4） 子どもが婚姻をしていないこと。

第 3 条第 2 項第 1 号、第 4 条第 2 項第 2 号及び第 3 号中「小中学生」の次に「及び高校生等」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の日出町子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた保険給付に係る助成について適用し、同日前に受けた保険給付に係る助成は、なお従前の例による。

理 由

子ども医療費の助成対象者を高校生等まで拡大するため所要の改正を行いたいので提出する。